

協力金の支給額は、店舗の売上高等により異なります。下記のチャート図及びE~Hの「店舗別申請額計算書」により、店舗ごとの支給額を計算し、交付申請書の各店舗の申請金額欄に金額を転記してください。

■参照期間：開店日～2021年3月31日

4/20～5/11

参照期間の1日あたりの、飲食事業（テイクアウトを除く）（カラオケ枠の場合はカラオケ事業）における売上高（税抜）が以下のどれに該当しますか？※店舗ごと

名古屋市内	名古屋市外
①1日あたり10万円以下	①1日あたり83,333円以下
②1日あたり10万円超～25万円以下	②1日あたり83,333円超～25万円以下
③1日あたり25万円超	③1日あたり25万円超

参照期間の1日あたりの、飲食事業（テイクアウトを除く）（カラオケ枠の場合はカラオケ事業）における売上高（税抜）を2021年4～5月（2か月間）と比較した時、

名古屋市内	名古屋市外
減少額が1日あたり25万円以下ですか？	減少額が1日あたり18万7,500円以下ですか？

各計算方式に応じたE~Hの「店舗別申請額計算書」を用いて支給額を計算してください。

売上高方式 下限額

名古屋市内 E	名古屋市外 G
4万円/日	2.5万円/日

売上高方式 売上高に応じて

名古屋市内 E	名古屋市外 G
4～10万円/日	2.5～7.5万円/日

売上高方式 上限額

名古屋市内 E	名古屋市外 G
10万円/日	7.5万円/日

売上高減少方式 減少額に応じて

名古屋市内 F	名古屋市外 H
10～20万円/日	7.5～20万円/日 ※1

※1 20万円又は参照期間の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額が上限

【注意】

税込経理方式を用いている場合などで、税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

5/12～5/31

参照期間の1日あたりの、飲食事業（テイクアウトを除く）（カラオケ枠の場合はカラオケ事業）における売上高（税抜）が以下のどれに該当しますか？※店舗ごと

①1日あたり10万円以下
②1日あたり10万円超～25万円以下
③1日あたり25万円超

参照期間の1日あたりの、飲食事業（テイクアウトを除く）（カラオケ枠の場合はカラオケ事業）における売上高（税抜）を2021年4～5月（2か月間）と比較した時、

減少額が1日あたり25万円以下ですか？

各計算方式に応じたE~Hの「店舗別申請額計算書」を用いて支給額を計算してください。

売上高方式 下限額

名古屋市内 E	名古屋市外 G
4万円/日	

売上高方式 売上高に応じて

名古屋市内 E	名古屋市外 G
4～10万円/日	

売上高方式 上限額

名古屋市内 E	名古屋市外 G
10万円/日	

売上高減少方式 減少額に応じて

名古屋市内 F	名古屋市外 H
10～20万円/日	

※両期間で使用する計算書が異なる場合は、両方の計算書により、各期間の支給額を算出してください。